

## 甲州市の水道加入者負担金及び手数料等

平成 26 年 4 月 1 日

甲州市の水道に新たに参加し、水道水の使用をされる場合には、給水装置の工事が必要となります。指定工事業者が申請及び施工し、次に掲げる加入者負担金及び手数料が必要となります。

また、すでに加入済みで改造（増設を含む）等の工事を施工する場合にも申請及び手数料が必要となります。

### 「加入者負担金」

口径	金額（円）	消費税（円）	合計（円）	納付先
13mm	80,000	6,400	86,400	市 水道課
20mm	190,000	15,200	205,200	
25mm	300,000	24,000	324,000	
30mm	430,000	34,400	464,400	
40mm	760,000	60,800	820,800	
50mm	1,200,000	96,000	1,296,000	
75mm	2,700,000	216,000	2,916,000	
100mm以上	管理者が別に定める			

### 「手数料」（1件）

区分	金額（円）	消費税（円）	合計（円）	納付先
給水装置工事申請手数料	4,500	—	4,500	市 水道課
分岐工事監督手数料	10,000	—	10,000	
給水装置工事完成検査手数料	10,000	—	10,000	
〃 2回目以降	5,000	—	5,000	
給水装置工事事業者認定証交付手数料	10,000	—	10,000	
〃 再交付	2,500	—	2,500	

### 「給水装置工事新設・改造の水道使用料」

区分	使用料	納付先
給水装置工事新設・改造工事等での水道水を使用したい場合は、使用者名義で開栓手続きを行い、工事終了時に閉栓手続きを行い、完成検査終了後、使用者名義による開栓手続きを新たに行います。	基本料金・超過料金・メーター使用料・消費税が必要となります。	市 水道課